

診断書（証明書）

日付	
受取保育教諭名	

患者氏名： 生年月日： 年 月 日

住 所：

上記患者は、インフルエンザに感染しているものと診断いたします。

臨床診断

簡易キット	使用無し	A	B	陰性
-------	------	---	---	----

症状出現日： 年 月 日

診断日：令和 年 月 日

医療機関名：

医師氏名：

印

医師の記入は任意と致します。

* 学校保健安全法施行規則第19条第2項によると、インフルエンザによる出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」とされています。

保護者記入欄

下記のとおり、発症した後5日を経過（6日目）し、解熱後3日を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いいたします。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
朝 _____℃	朝 _____℃	朝 _____℃	朝 _____℃	朝 _____℃	朝 _____℃	朝 _____℃	朝 _____℃	朝 _____℃
夕 _____℃	夕 _____℃	夕 _____℃	夕 _____℃	夕 _____℃	夕 _____℃	夕 _____℃	夕 _____℃	夕 _____℃
※『夕 _____℃』は、最終の体温を記入下さい。								
発 症	解 熱	平 熱	平 熱	平 熱	平 熱	登園可能		
発 症	発 熱	解 熱	平 熱	平 熱	平 熱	登園可能		
発 症	発 熱	発 熱	解 熱	平 熱	平 熱	平 熱	登園可能	
発 症	発 熱	発 熱	発 熱	解 熱	平 熱	平 熱	平 熱	登園可能

令和 年 月 日 生徒氏名：

保護者氏名：

印

R5年 1月
98-□-□-2

<学校保健安全法施行規則第19条における出席停止の期間の基準>

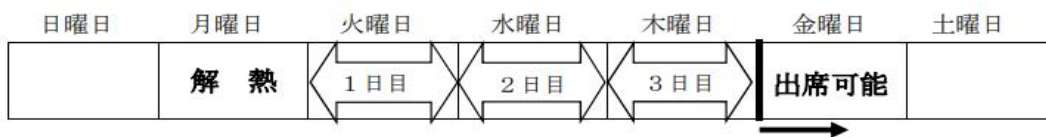
- 第一種の感染症：治癒するまで
- 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）：
 - 次の期間（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。）
 - ・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
 - ……発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
 - ・百日咳……特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
 - ・麻疹……解熱した後3日を経過するまで
 - ・流行性耳下腺炎……耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
 - ・風疹……発しんが消失するまで
 - ・水痘……すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
 - ・咽頭結膜熱……主要症状が消退した後2日を経過するまで
- 結核、侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）及び第三種の感染症：
 - 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

<出席停止期間の算定について>

出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日（1日目）、水曜日（2日目）及び木曜日（3日目）の3日間を休み、金曜日から登園許可（出席可能）ということになります（図1）。

図1 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は上記と同様に、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、その翌日から1日目と数えます（図2）。「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。

なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過」するまでであるため、この両方の条件を満たす必要があります。

図2 インフルエンザに関する出席停止期間の考え方

